

【素案】

# 第二次宇部市再犯防止推進計画

2025（令和 7）年度～2029（令和 11）年度

2024（令和 6）年 12 月

宇 部 市

は じ め に

# 目 次

|      |                                                    |    |
|------|----------------------------------------------------|----|
| 第1   | 計画の策定にあたって                                         | 1  |
| 1    | 計画策定の目的                                            |    |
| 2    | 計画の位置付け                                            | 2  |
| 3    | 計画期間                                               |    |
| 4    | 再犯防止の取組にかかる本市の現状                                   | 3  |
|      | (1) 本市の認知件数                                        |    |
|      | (2) 本市の再犯者率                                        |    |
| 第2   | 市の取組事項                                             | 5  |
| 1    | 就労・住居の確保                                           | 7  |
|      | (1) 就労の確保                                          |    |
|      | (2) 住居の確保                                          |    |
| 2    | 保健医療・福祉的支援                                         | 10 |
|      | (1) 高齢者又は障害のある人等への支援                               |    |
|      | (2) 薬物依存者等への支援                                     |    |
| 3    | 非行の防止と修学支援                                         | 13 |
|      | (1) 非行の防止                                          |    |
|      | (2) 修学支援                                           |    |
| 4    | 関係機関・団体等との連携強化                                     | 16 |
| 5    | 広報・啓発活動の推進                                         | 21 |
| 第3   | 成果指標                                               | 22 |
| 巻末資料 |                                                    |    |
| 資料1  | 「うべ未来モニターアンケート」集計結果概要                              | 23 |
| 資料2  | 「宇部市再犯防止推進計画」(素案)に対する意見募集の結果概要                     | 24 |
| 資料3  | 「社会を明るくする運動」宇部保護区保護司会と学校関係者及び<br>地域関係団体との合同研修会実施内容 | 25 |
| 資料4  | 宇部市再犯防止推進計画推進委員会委員名簿                               | 26 |
| 資料5  | 計画の策定経過                                            | 27 |
| 資料6  | 再犯の防止等の推進に関する法律                                    | 28 |
|      | 用語解説                                               | 33 |
|      | 主な相談機関等連絡先一覧                                       | 36 |

# 第 1 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は 2002（平成 14）年の約 285 万 4 千件をピークに減少し、2022（令和 4）年には約 60 万 1 千件となりました。

一方で、2022（令和 4）年における全国の検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は 47.9%、山口県の再犯者率は 52.7%と検挙された人のおよそ 2 人に 1 人が犯罪を繰り返している現状にあります。

再犯を防止することが重要な課題となっている中、国においては 2023（令和 5）年 3 月に、山口県においては 2024（令和 6）年 3 月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

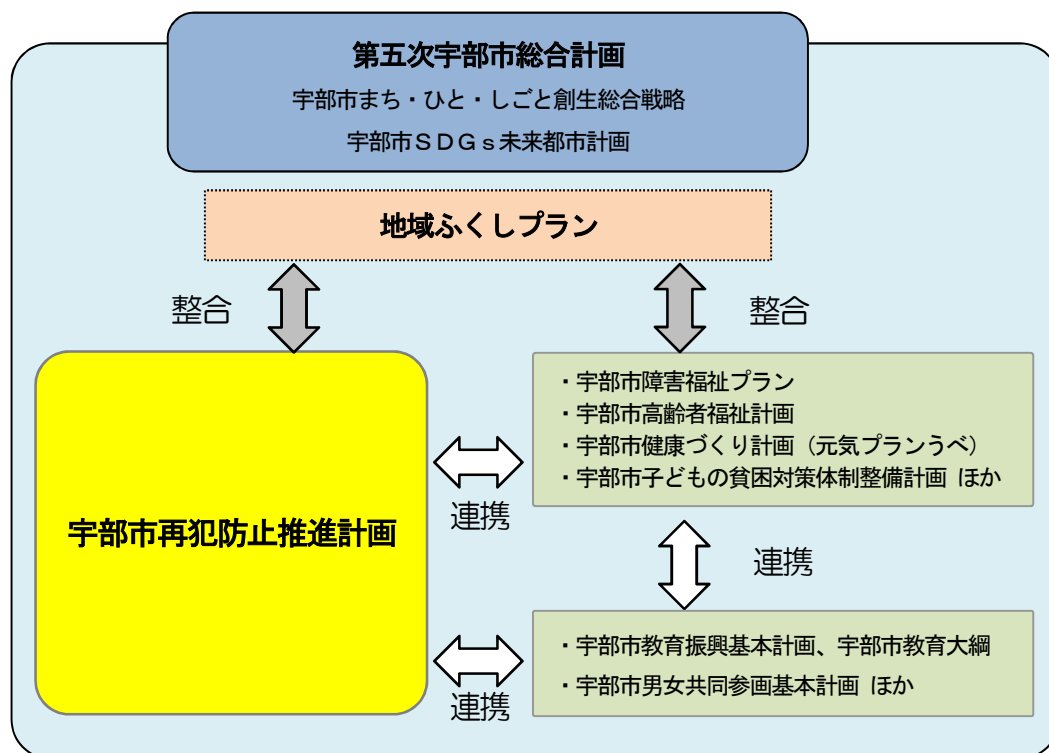
本市においても、犯罪をした人等の円滑な社会復帰への支援を通じて市民の犯罪被害を防止することを目的とする「宇部市再犯防止推進計画」を 2020（令和 2）年 3 月に策定しましたが、2022（令和 4）年における再犯者率は 52.7%と、国及び山口県と同様の課題を抱えており、本計画の期間の終了を期に、再犯防止の一層の推進を図るため、「第二次宇部市再犯防止推進計画」を策定し、引き続き再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定します。

また、国及び山口県の「第二次再犯防止推進計画」並びに本市の「第五次宇部市総合計画」をはじめとする関連計画と連携・整合を図ります。

### 【計画の位置付け】



## 3 計画期間

この計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国及び山口県の計画の見直し、本市の再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

| 2020<br>年度 | 2021<br>年度 | 2022<br>年度 | 2023<br>年度 | 2024<br>年度 | 2025<br>年度 | 2026<br>年度 | 2027<br>年度 | 2028<br>年度 | 2029<br>年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 第一次計画      |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|            |            |            |            |            | 第二次計画      |            |            |            |            |
|            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |

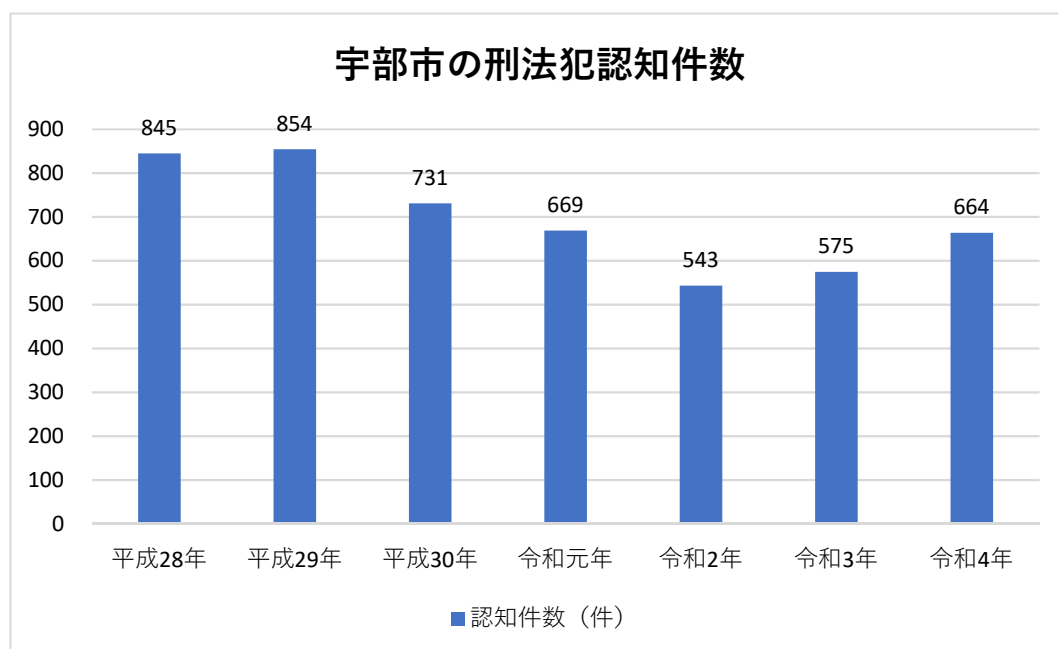
## 4 再犯防止の取組にかかる本市の現状

### (1) 本市の認知件数

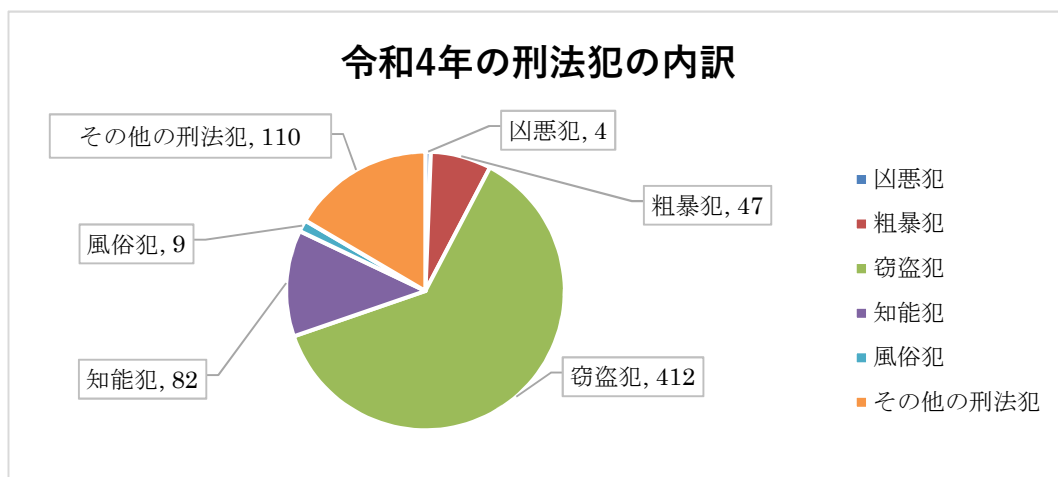
本市における刑法犯の認知件数の総数は、減少傾向にありましたが、2022（令和4）年は664件と、最も少なかった2020（令和2）年の543件を上回り、新型コロナウイルス感染症発生以前の状況に戻っています。

また、近年は、窃盗犯や詐欺、横領等の知能犯が増加しています。

さらに、全国的には、被害者に電話をかけるなどして対面することなく、指定した預貯金口座に振り込ませて現金をだまし取る特殊詐欺や、SNS等を利用して実行犯を募集し広域的に強盗を繰り返す「匿名・流動型犯罪グループ」が顕在化しており、今後の動向について注視すべき状況にあります。



※山口県統計年鑑

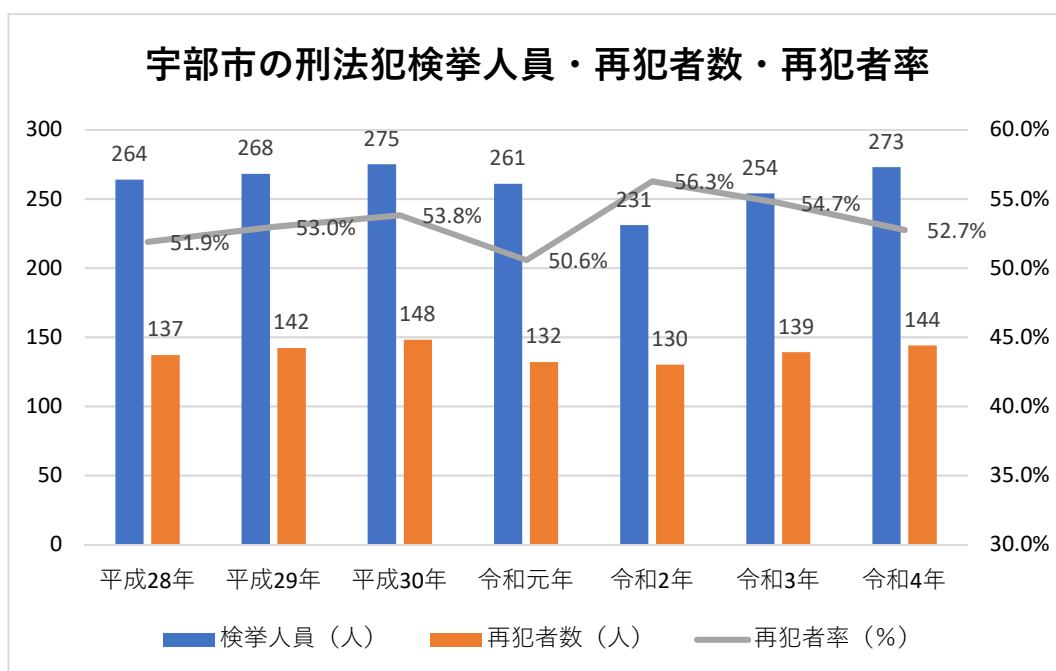


※山口県統計年鑑

## (2) 本市の再犯者率

本市における 2022（令和 4）年の刑法犯の検挙人員は 273 人、そのうち再犯者数は 144 人と、近年は横ばいの状況にあります。

検挙人員に占める初犯者と再犯者の割合も同水準で推移しており、2022（令和 4）年の再犯者率は、全国の 47.9%に対して 52.7%と依然として 50%台で高止まりしていることから、犯罪や非行に陥った人が負のスパイラルから抜け出すための立ち直りに向けた取組が一層重要となっています。



※山口県警察本部

## 第2 市の取組事項

### ○ 国の「第二次再犯防止推進計画」における重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進

※ 国と地方公共団体の役割（計画抜粋）

国と地方公共団体は、それぞれ以下の役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進する。

・市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安心して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう求める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

### ○ 山口県の「第二次山口県再犯防止推進計画」における取組事項

- I 就労・住居の確保
- II 保健医療・福祉的支援
- III 非行の防止と修学支援
- IV 関係機関・団体等との連携強化
  - ※ 県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。（計画抜粋）
  - ・関係機関との連携強化
  - ・保護司等民間協力者との連携強化
- V 広報・啓発活動の推進

## ○ 本市の重点施策

本市の計画は、国の「第二次再犯防止推進計画」に掲げる国と地方公共団体の役割及び山口県の「第二次山口県再犯防止推進計画」に掲げる関係機関との連携を踏まえ、適切な役割分担を念頭に、効果的な取組を相互に連携しながら進めることとし、犯罪をした人等が、地域社会において孤立することなく、地域社会の一員として円滑に復帰することができる環境を整備することを通じて、市民の犯罪被害を防止することを目的に、次の重点施策に取り組みます。

### 1 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
- (2) 住居の確保

### 2 保健医療・福祉的支援

- (1) 高齢者又は障害のある人等への支援
- (2) 薬物依存者等への支援

### 3 非行の防止と修学支援

### 4 関係機関・団体等との連携強化

### 5 広報・啓発活動の推進

# 1 就労・住居の確保

## (1) 就労の確保

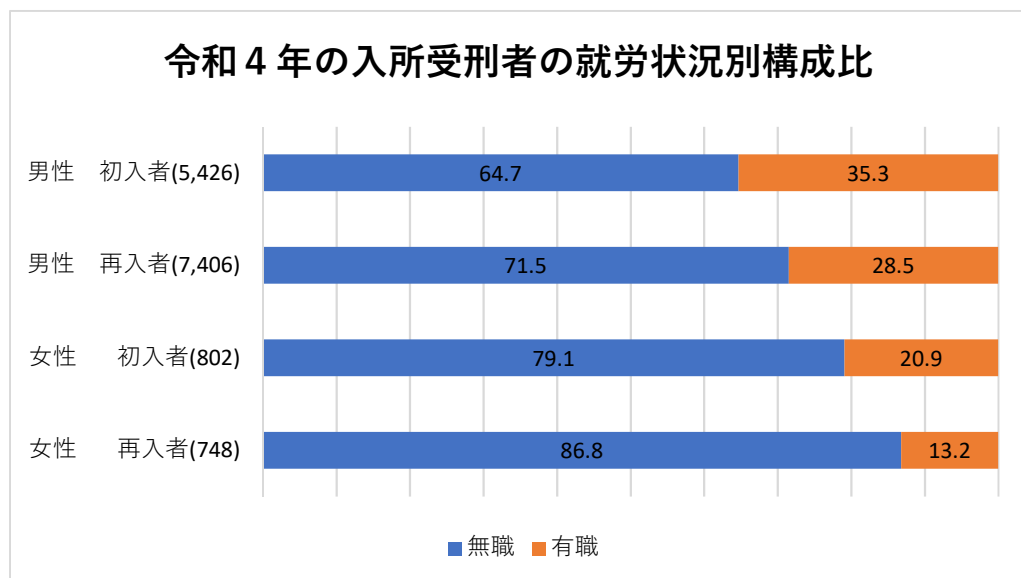
### 現状と課題

2022（令和4）年に、全国で、刑務所に再び入所した人（再入者）のうち、約7割は無職であり、初めて入所した人（初入者）と比較しても無職の割合が高いことから、不安定な就労状況が再犯リスクとなっていると考えられます。

また、保護観察終了時に無職の人の割合は、約3割となっており、3人に1人は就労先がない状態となっています。

犯罪や非行をした人の雇用と社会復帰に貢献されている協力雇用主は、増加していますが、協力雇用主に雇用されている出所者等の数は、近年横ばいとなっています。

出所者が、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることができるような支援が必要です。



※犯罪白書（学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。）

### 市の取組

#### ■就労支援プログラム

ハローワークが実施している刑務所・出所者等就労支援事業と連携し、求職活動支援、就労開始後の就労継続支援等の就労支援プログラムを中心に生活保護受給者への自立支援を行います。

### ■高齢者の就労支援

シルバー人材センターと連携し、60 歳以上の健康で働く意欲のある高齢者に対し、これまでの経験や知識、技能を活かした就業の機会を提供します。

### ■障害者の就労支援

官民連携で取り組む「地域自立支援協議会就労支援部会」を中心に、一般就労、福祉的就労の促進や障害者理解促進などに取り組みます。

### ■協力雇用主への支援

犯罪をした人等を積極的に雇用する協力雇用主として、山口保護観察所に登録された企業に対し、入札参加に配慮します。

### ■協力雇用主の確保

多様な業種の協力雇用主の確保に向け、地域経済団体等に制度の PR を行うとともに、アンケートによる意向調査を行います。

### ■宇部保護区保護司会が推薦する者に対する就労支援

宇部保護区保護司会と連携して、保護観察処分中の少年等を市の会計年度任用職員として任用し、行政における就労を通じて仕事に対する姿勢の習得や社会生活の自立を支援するとともに、民間企業等への一般就労を目指したステップアップの場を提供します。

#### 連携先

ハローワーク宇部、生活相談サポートセンターうべ、シルバー人材センター、宇部保護区保護司会

## (2) 住居の確保

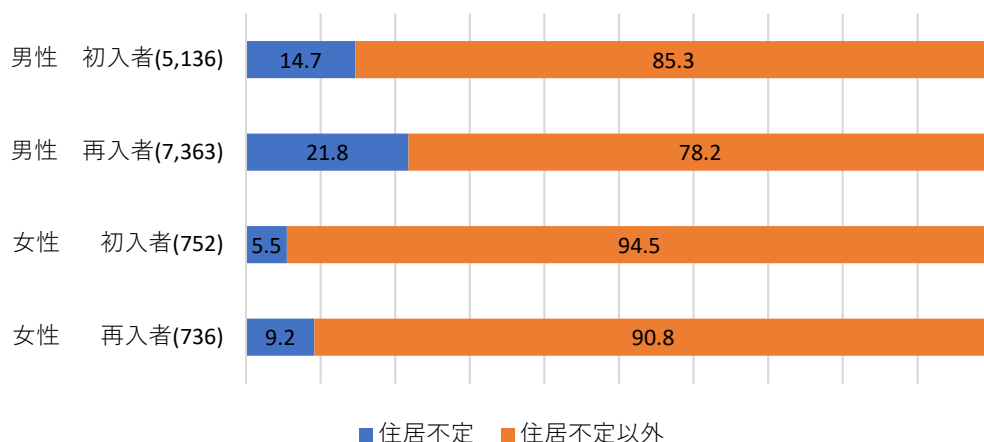
### 現状と課題

国の「第二次再犯防止推進計画」によると、刑務所満期釈放者のうち約 4 割が、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所している状況にあります。

また、入所した受刑者のうち、再入者の方が初入者よりも住居不定である割合が高くなっています。

出所した人が、地域社会において生活基盤を整え、安定した生活を送るためには、適切な住居の確保が必須であり、再犯防止を図る上で重要な要素となっています。

### 令和4年の入所受刑者の居住状況別構成比



※犯罪白書（来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。）

## 市の取組

### ■市営住宅での受け入れ

高齢者、障害者、DV被害者、子育て世帯などで特に住宅に困窮する世帯に対し、入居選考時において配慮します。

### ■高齢者への住まいの情報提供

環境上及び経済的な理由で、在宅での日常生活が困難な人の生活支援ハウスや養護老人ホームへの入所を支援します。

### ■共同生活援助の利用支援

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄又は食事など日常生活上の援助を行います。

### ■住宅セーフティーネット制度による住まいの確保

高齢者や障害者といった住宅の確保に特に配慮を有する人の居住の安定確保を推進します。

### 連携先

山口県、社会福祉施設、生活相談サポートセンターうべ、宇部保護区保護司会

## 2 保健医療・福祉的支援

### (1) 高齢者又は障害のある人等への支援

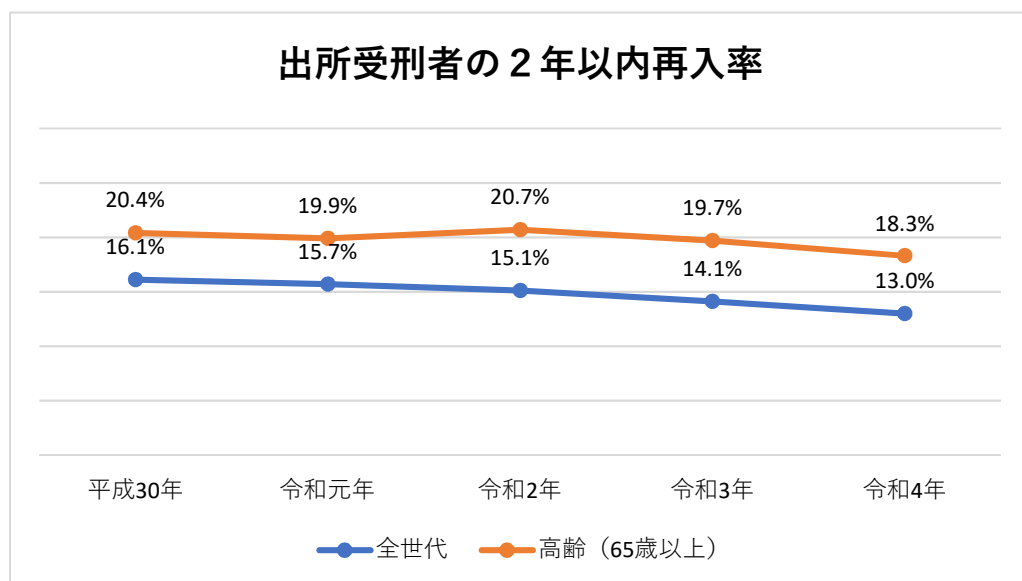
#### 現状と課題

2022（令和4）年に、全国で、出所後2年以内に刑務所に再入所する割合は、65歳以上の高齢者が約2割と、全世代と比べて高い水準にあります。

また、国の「第二次再犯防止推進計画」によると、知的障害のある受刑者は、一般に再犯に至るまでの期間が短いとされています。

これらの状況から、適切な福祉的支援が行き届いていないことを一因として再犯に及ぶ高齢者や障害のある人等が一定数存在することが想定されます。

引き続き、関係機関と連携しながら、福祉的支援を必要としている人の把握や要支援者のニーズに沿った必要な福祉サービスを実施していく必要があります。



※法務省データ

#### 市の取組

##### ■福祉なんでも相談窓口

身近な地域で、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、地域で暮らす全ての人からのさまざまな困りごとや悩みごとの相談に応じ、関係機関と連携しながら問題を解決できるよう支援します。

##### ■地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができるように、元気な人

から介護の必要な人まで、地域の維持、保健・福祉・医療の向上のためのさまざまな相談を幅広く受け付け、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが連携し「チーム」として総合的に支援します。

#### ■障害に関する相談窓口

障害者、障害児の保護者や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者相談支援事業所のコーディネーターが支援します。また、ひきこもりや発達障害に関する相談に対し、それぞれ専門機関において支援します。

#### ■再犯者への対応に向けた情報共有

犯罪をした人等の相談を受けることがある職員を対象に、お互いの経験を共有し合う協議の場を設け、犯罪をした人等の心のケアや特性に配慮した指導につなげます。

#### 連携先

宇部市社会福祉協議会、生活相談サポートセンターうべ、社会福祉施設、ハローワーク宇部、福祉委員、民生委員・児童委員

## (2) 薬物依存者等への支援

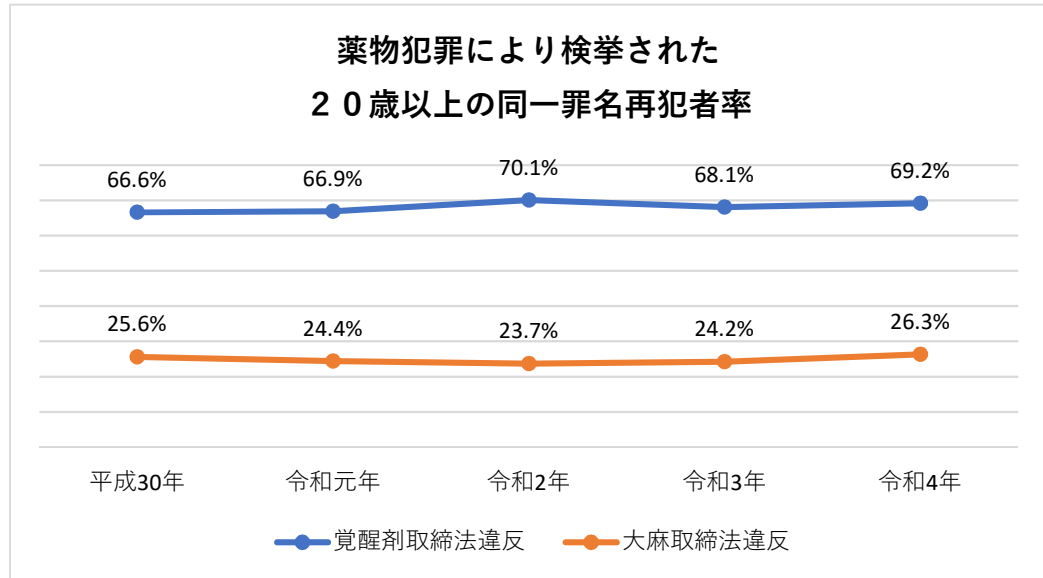
### 現状と課題

2022（令和4）年に、全国で、覚醒剤取締法違反により、出所後2年以内に再び入所に至る割合は約1割となっています。

また、20歳以上で、過去に覚醒剤取締法違反で検挙された人が同じ罪名で再犯に及ぶ割合は約7割、大麻取締法違反の場合は約3割となっています。

薬物に関する犯罪は、繰り返しやすい特徴があり、近年は、若年層を中心とした大麻の乱用が拡大していることが指摘されています。

また、アルコールやギャンブル依存症も犯罪につながるリスクがあることから、こうした現状に対応するため、問題を抱える人への相談や薬物乱用等を未然に防止するための周知・啓発を進めていく必要があります。



※犯罪白書

## 市の取組

### ■「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する機運の醸成を図ります。

### ■薬物乱用防止教育

学校等における薬物の害・危険性についての教育を推進します。

### ■健康教育

事業者や教育機関等に対し、適正飲酒についての健康教育を実施します。

### 連携先

宇部警察署、医療機関

### 3 非行の防止と修学支援

#### (1) 非行の防止

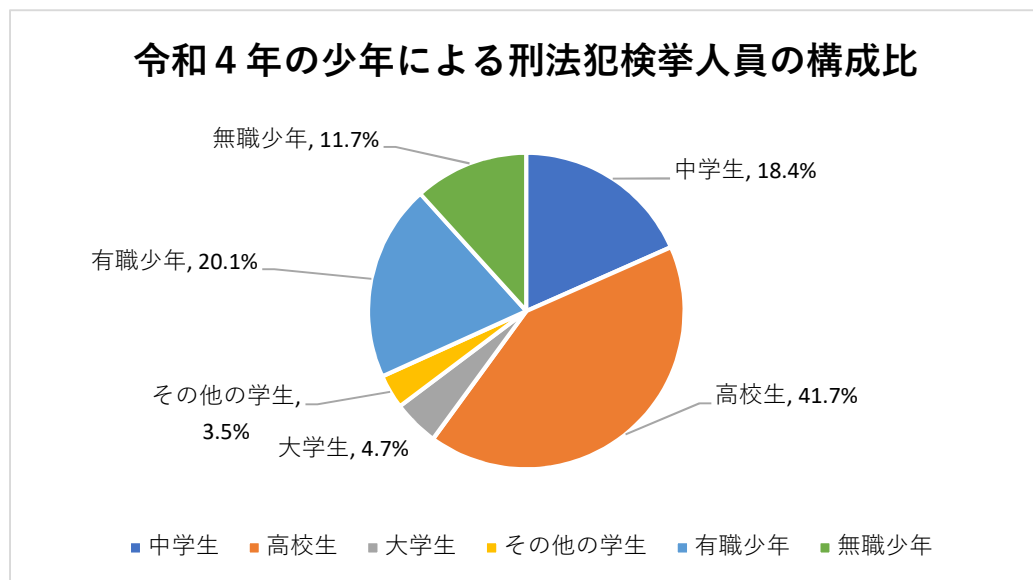
##### 現状と課題

全国で、刑法犯で検挙された少年は、全体としては減少傾向にあるものの、2022（令和4）年に再び検挙されるに至った少年の割合は約3割となっています。

また、検挙された少年のうち、約7割が学生・生徒で、そのうち、高校生が約6割、中学生が約3割を占めています。

罪名では、窃盗が最も多く、次いで傷害、暴行の順となっており、近年は、特殊詐欺による検挙者が増加しています。

問題を抱えた個々の少年に対して、積極的に手を差し伸べて立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、非行少年を生み出さない社会づくりを推進する必要があります。



※犯罪白書

##### 市の取組

###### ■ふれあい運動の推進

「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、地域と関係機関が一体となって子どもたちや家庭等への働きかけを行う、ふれあい運動の推進により、青少年の規範意識の醸成や居場所づくりを進めます。また、関係機関と連携しながら、定期的な街頭補導や声かけなど、青少年が万引き

など非行行為をしない、させない環境づくりを推進します。

#### ■少年が加害者にも被害者にもならないための対策

警察署と連携して、近年社会問題となっている犯罪実行者募集情報（闇バイト）への対策をはじめ、少年が加害者にも被害者にもならないために、学校への出前講座や広報啓発活動、デジタルサイネージを活用した注意喚起等を実施します。

#### ■青少年健全育成・非行防止の啓発

少年期から非行防止等の理解を深めて規範意識を育てるため、非行防止等の啓発に係る広報紙、ポスター、標語を募集し、その作品を掲示します。

#### ■教育相談の充実

いじめ・不登校のこと、友だち・異性のこと、ひきこもり、非行等問題行動など、さまざまな悩みを持つ青少年とその家族に相談窓口を周知し、相談を通じて必要な支援に繋がります。また、小中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、さまざまな悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。

#### ■若者ふりスペース

中高生が家庭や学校以外に安心して自由に過ごせる居場所として「若者ふりスペース」を設置します。また、「子ども・若者相談支援拠点」としての機能を持たせ、こどもコーディネーターを配置し、日常生活を円滑に営む上で困難な状況に置かれた子ども・若者及びその家族の支援を行います。

#### ■子どもの居場所づくりの推進

子どもたちが気軽に集うことができる子ども食堂などの子どもの居場所づくりを、山口県をはじめとした関係機関と連携して支援します。

#### 連携先

法務少年支援センター山口、宇部警察署、宇部保護区保護司会、宇部地区更生保護女性会、楠更生保護女性会、主任児童委員

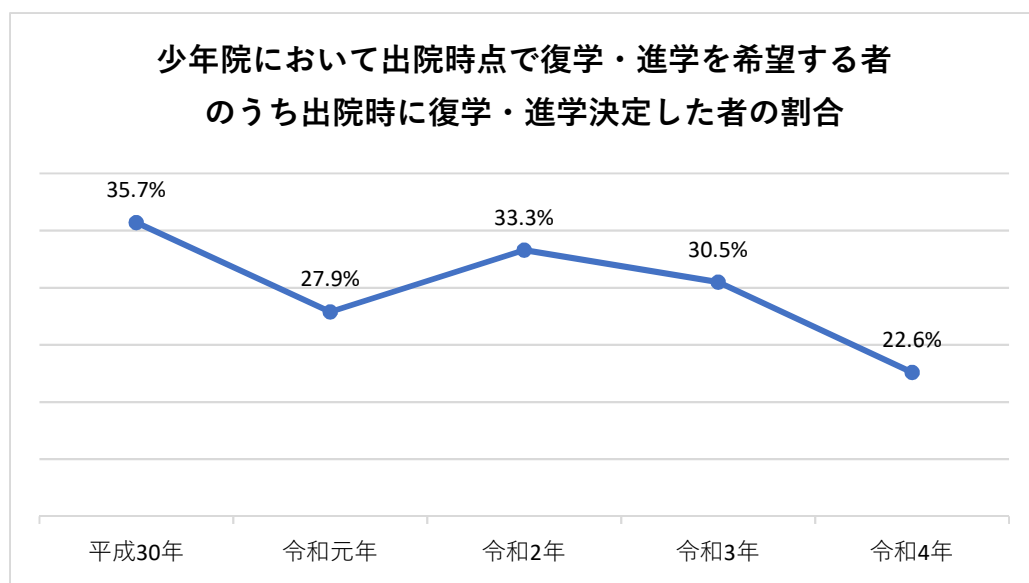
## (2) 修学支援

### 現状と課題

2022（令和4）年に、全国で、少年院で修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する人のうち、出院時に復学・進学が決定した人の割合は、約2割となっており、多くは復学・進学が決定しないまま少年院を出院しています。

地域社会で、就職し自立した生活を送るためには、一定程度の学力が求められることが多く、関係機関との連携を強化し、非行の予防と修学支援を推

進していく必要があります。



※法務省データ

## 市の取組

### ■子どもの学習支援

生活困窮世帯又は生活保護受給世帯の中学校又は高等学校の生徒等に対して、家庭学習の補完等としての学習支援等を行い、学習意欲及び学力向上を図り、将来の進路選択の幅を広げるとともに、不登校や低学力等就学状況に問題のある子どもの社会的な居場所づくり等の支援を行います。

### ■ふれあい教室等不登校対策

心理的、情緒的、社会的要因・背景など、さまざまな理由で学校に行かない、行きたくても行けない状況にある児童生徒を対象に「ふれあい教室」を開設し、体験活動や教育相談などの元気を取り戻す支援活動を行い、心の充実感やコミュニケーション能力を培い、学校復帰を図っていきます。また、全ての中学校及び一部の小学校に校内ふれあい教室を設置し、さまざまな理由で教室に入ることが難しい児童生徒に対して学習支援等を行います。

### 連携先

民間事業者、地域団体

## 4 関係機関・団体等との連携強化

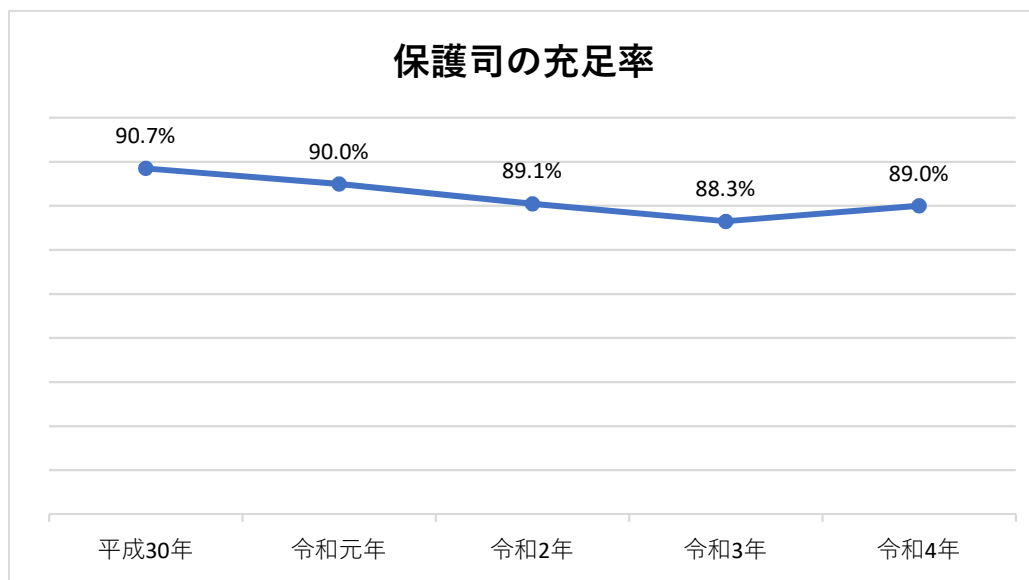
### 現状と課題

犯罪をした人等の社会復帰に係る支援は、多くの関係機関や民間協力者等の活動により成り立っています。

「地域による包摂」を進めていく上では、国と県、市が連携し、それぞれが担う役割を果たし、支援連携体制を更に強化していく必要があります。

また、犯罪をした人等の社会復帰を支援するために大きな役割を果たしておられる保護司会や更生保護女性会、地域生活定着支援センター、地域社会に根差した支援に取り組まれている社会福祉協議会や福祉委員、民生委員・児童委員など、多くの民間協力者がそれぞれの強みを生かして再犯の防止に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行われており、一層の協働を図る必要があります。

なお、2022（令和4）年に、全国での保護司の充足率は、約9割となっており、高齢化が進んで担い手の確保が年々困難となっていることが指摘されています。



※法務省データ

### 関係機関・団体等の取組

#### ■宇部保護区保護司会

更生保護サポートセンターうべを更生保護活動の拠点とし、保護司が更生保護女性会や地域関係者・機関と連携しながら、地域における更生保護活動を推進されています。また、保護観察対象者や矯正施設出所者等の相

談も受け、保護司の行う処遇活動や地域に根差した犯罪・非行防止活動等を支援されています。

協力雇用主については、市内企業等に対し理解と協力を求め、新たな協力雇用主の開拓に取り組まれています。

非行防止、再犯防止活動の一環として、保護司と学校関係者や地域関係者との意見交換会を通じ、その対応や支援に関する共通認識の構築に努められています。

#### ■宇部地区更生保護女性会・楠更生保護女性会

小中学校を対象とした犯罪非行防止講座や矯正施設の慰問などを通じて、地域社会における犯罪や非行の未然防止と更生に努められています。

また、宇部保護区保護司会、宇部地区更生保護女性会及び楠更生保護女性会は、「社会を明るくする運動強調月間」に、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の立ち直りへの理解を促進するための街頭啓発活動に、薬物乱用による被害を正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築するための街頭啓発活動に取り組まれています。

#### ■宇部市社会福祉協議会

心配ごと相談、生活福祉資金等の貸付、日常生活自立支援事業、法人成年後見人等受任事業などにより、年齢の差異や障害の有無にかかわらず、地域住民の暮らしの相談や支援に取り組まれています。

#### ■生活相談サポートセンターうべ

就労できない、住居がない、収入がない、負債がある等の悩みを抱えた相談者に対して、生活と就労に関する相談員が包括的な相談支援を行い、相談者に応じて自立に向けたプランを作成し、関係機関と連携して支援が行われています。

#### ■地区社会福祉協議会

住民主体の理念のもと「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を創ることを目的に、地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、福祉の輪づくり運動（小地域福祉ネットワーク活動）や地域内の福祉活動を推進されています。

#### ■民生委員・児童委員

定期的な見守り活動や聞き取り調査を通じて住民の実態や福祉ニーズを把握し、行政機関、施設・団体などに繋ぎ、社会福祉の増進が図れるよう支援されています。また、社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供するなど、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人の支援が行われています。

#### ■主任児童委員

交通安全運動や学校運営協議会への参画等、学校行事に関わり、学校支援、学校地域連携に取り組まれています。また、児童相談所や保健所、学校等の関係機関と地域担当の民生委員・児童委員の連絡・調整が行われています。

## ■福祉委員

地域の「つながり役」として、地域の問題や困っている人を把握し、民生委員や関係機関と連携して、適切な福祉情報やサービスの提供が図れるよう支援されています。

## ■自治会

地域住民にとって最も身近な地域関係団体として、地域のさまざまな問題を住民同士で解決に向けて話し合われています。支え合い・助け合い活動には、自治会単位のお互いの顔が見える関係が重要であり、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員等と連携しながら、地域福祉を推進していくことが期待されています。

## ■矯正施設

施設入所者が出所後、地域社会で適切な生活ができるよう、社会情勢の動向を踏まえたモラルなど、社会性の向上に資する教育を実施されています。

## ■法務少年支援センター山口

課題を抱える児童等に対する面接、カウンセリング、個別検査等のほか、学校等で非行予防を目的とした出前授業を行うなど、専門的な相談支援機能による効果的な非行防止に取り組まれています。

## ■宇部公共職業安定所

矯正施設や保護観察所から協力依頼があった支援対象者に対し、各機関と連携を図りながら職業相談等の就労支援が行われています。また、矯正施設入所者が出所後にハローワークへ求職申込を行った場合も、担当窓口にて職業相談や職業紹介などの個別支援が行われています。

## ■宇部児童相談所

子どもの悩みや虐待、非行問題など、子どもに関する問題についての相談窓口として、子育て支援に取り組まれています。

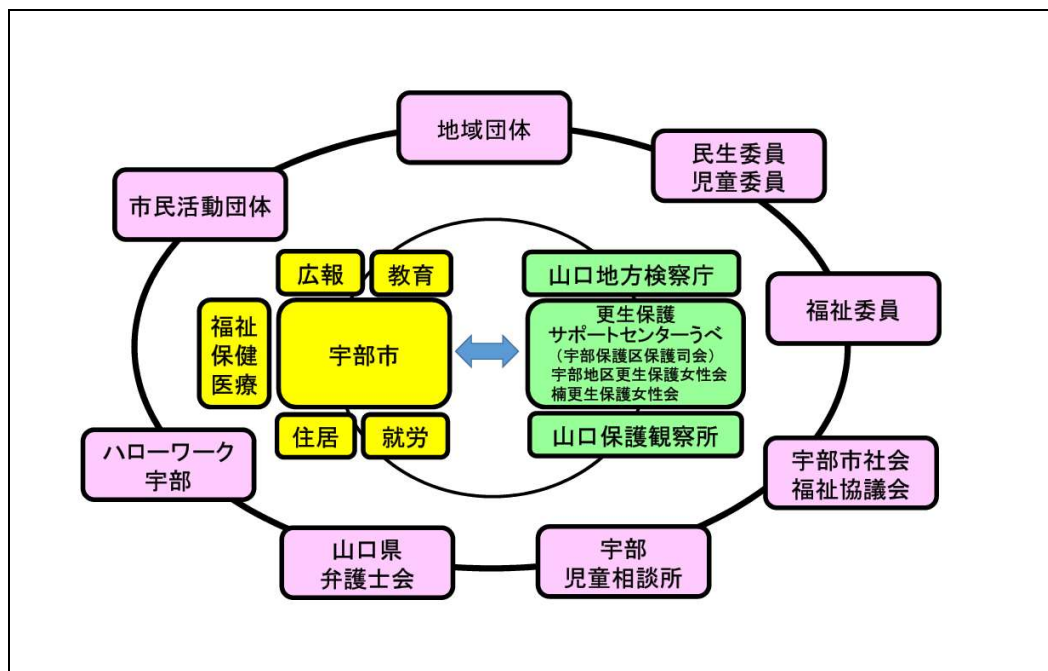
## ■山口県弁護士会

犯罪をした人や非行あるいは問題行動を起こした青少年の状況に応じて、関係機関等と連携して支援や指導に取り組まれています。

## 市の取組

再犯の防止に向けて、以下の推進体制のもと、関係機関や団体とネットワークを構築し、協働、連携を進めるとともに、相談体制の確保を図ります。

## ■推進体制イメージ



### ■宇部市保健・医療・福祉サービス調整推進会議、ブロック会議

高齢者や慢性疾患を有する要援護者の多様なニーズに対応し、個々の要援護者に見合う最も適切なサービスを提供するため、保健・医療・福祉等各種サービスを総合的に調整・推進する会議で、実務者で検討するブロック会議と各団体の代表者で検討するサービス調整推進会議を行っています。

### ■地域自立支援協議会、専門部会による実務者会議

障害者支援に携わる関係者が支援に向けた連携を図り、個別事例から求められる地域の課題を共有するため、専門部会による実務者会議を開催するとともに、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等からの幅広い意見を反映させ、困難事例への対応のあり方や地域の情報と課題を共有するため、協議会を開催します。

### ■重層的支援会議

複雑化・複合化した課題を抱える人に対し適切な支援を行うため、多機関で課題を共通認識するとともに、地域において日常生活及び社会生活を営むことができるよう関係機関間での支援の方向性に係る合意形成を図りながら、重層的な支援に向けた円滑なネットワークを構築します。

### ■宇部市こども支援ネットワーク協議会

要保護児童に関する情報や考え方を共有し、関係機関、関係団体、児童の福祉に関する職務に従事する関係者の適切な連携のもと、総合的な要保護対策を推進します。

### ■青少年問題協議会

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について、重要な事項を調査・審議することにより、地域ニーズに応じた施策立案を図ります。

## ■うべこども家庭センターUbe ハピ

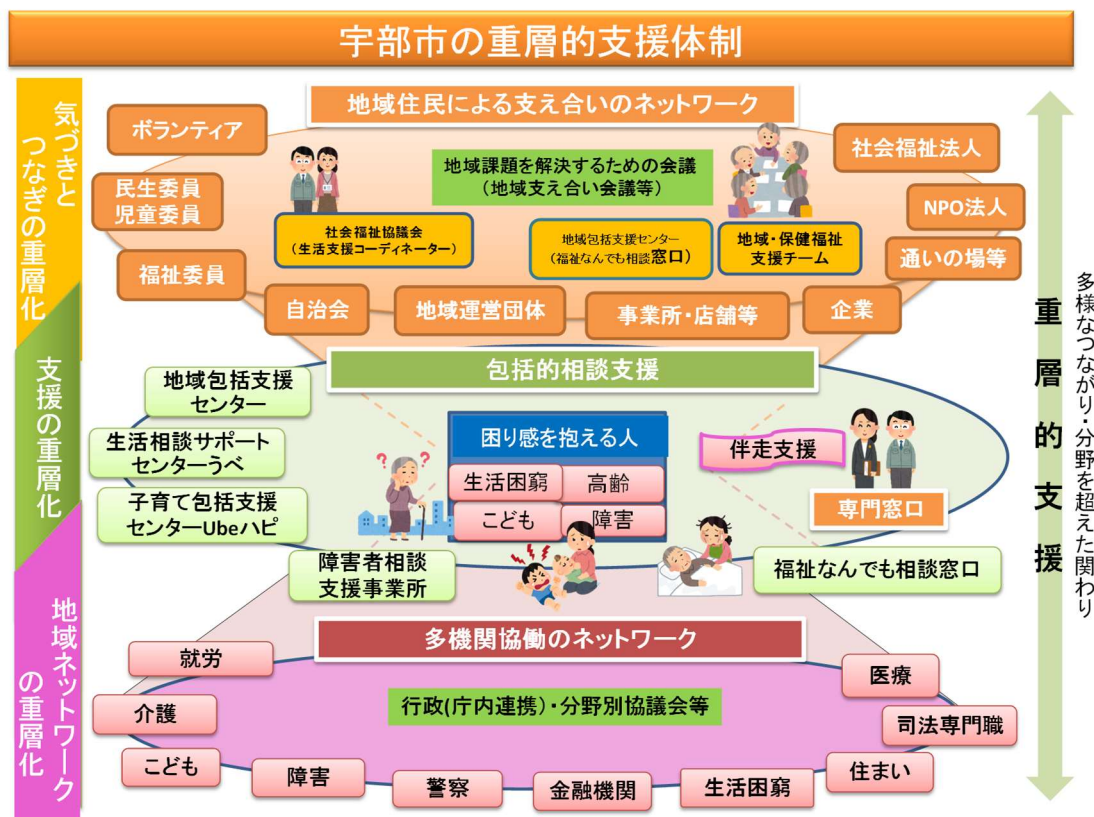
妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健の機能と児童福祉の機能を一体化して相談支援を行う拠点として、保健師、看護師、管理栄養士等の専門職が、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行います。

## ■子育て支援センター

主に未就園の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や情報交換、育児相談を行う場を設置し、子育てに対する不安や負担感の緩和を図ります。また、育児のノウハウがある保育園に併設し、地域の子育てに関する相談等に対応します。

## ■ひとり親家庭等相談窓口

子育てや就業、養育費確保など、ひとり親家庭等が抱えるさまざまな課題について、母子・父子自立支援員が一人ひとりに寄り添いきめ細やかな支援を行います。



## 5 広報・啓発活動の推進

### 現状と課題

2024（令和6）年に本市で実施したアンケートによると、「宇部市再犯防止推進計画」を知っていると回答した市民は、約2割にとどまっています。

地域住民にとって、再犯の防止に関する取組は身近なものではない現状を認識し、更生の意欲がある犯罪をした人等が、社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止に関する取組を、わかりやすく広報するなどして、広く市民の関心と理解を得られるようにする必要があります。

### 市の取組

#### ■ふれあい運動推進大会

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「社会を明るくする運動強調月間」、「薬物乱用防止広報強化月間」、「再犯防止啓発月間」である7月に、青少年の規範意識を育てるために、地域関係団体の参加のもと「ふれあい運動推進大会」を開催し、市・学校・家庭及び関係機関が一体となって、青少年の健全育成を推進します。

#### ■社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動強調月間」の取組として、市民に対し犯罪や非行の防止と立ち直り支援への正しい理解を深めていくための広報・啓発を行います。

#### ■人権教育・啓発

「人間が尊重される都市づくり」を目指し、市民一人ひとりが人権尊重の意識を高めるため、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

#### 連携先

地区ふれあい運動推進員会、宇部保護区保護司会、宇部地区更生保護女性会、楠更生保護女性会

### 第3 成果指標

山口県の「第二次再犯防止推進計画」やアンケートの結果を踏まえて、再犯の防止等に関する施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

#### 刑法犯検挙者中の再犯者率を 20%以上減少させる

基準値 2022（令和4年） 144人

目標値 2029（令和11年） 115人

#### 再犯防止推進計画を知っている市民の割合を 50%以上とする

基準値 2024（令和6年） 19.1%

目標値 2029（令和11年） 50.0%

## 巻末資料

### 資料1

#### 「うべ未来モニターアンケート」集計結果概要

- 1 テーマ 再犯防止の取組について
- 2 実施期間 令和6年6月17日～令和6年6月30日
- 3 メール・郵送文書到達モニター数 911人
- 4 回答者数 314人（回答率34.5%）
- 5 提出された主な回答の概要
  - (1) 「宇部市再犯防止推進計画」を知っていますか。

|         |             |
|---------|-------------|
| ① 知っている | 60人（19.1%）  |
| ② 知らない  | 254人（80.9%） |
  - (2) 「再犯防止」に関心がありますか。

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| ① 非常に関心がある、ある程度関心がある | 248人（79.0%） |
| ② あまり関心がない、全く関心がない   | 50人（15.9%）  |
  - (3) 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| ① 思う、どちらかといえば思う     | 153人（48.7%） |
| ② 思わない、どちらかといえば思わない | 161人（51.3%） |
  - (4) 市として、どのような取組が必要だと思いますか。

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| ① 保護司や協力雇用主等への支援         | 167人（45.4%） |
| ② 立ち直りを決意した人を受け入れる地域づくり  | 145人（39.4%） |
| ③ 犯罪をした人が仕事や住居を確保するための支援 | 133人（36.1%） |
| ④ 犯罪をした人の特性に応じた指導・支援     | 133人（36.1%） |
| ⑤ 広報啓発活動の促進              | 131人（35.6%） |

## 資料2

### 「宇部市再犯防止推進計画」（素案）に対する意見募集の結果概要

- 1 意見募集期間 令和7年1月8日～令和7年2月7日
- 2 計画（素案）の閲覧方法 公式ウェブサイト、  
（文書閲覧）市役所、北部総合支所  
各市民センター、各ふれあいセンター
- 3 意見提出方法 郵送、FAX、電子メール
- 4 意見提出者数 人
- 5 意見件数 件
- 6 提出された意見の概要

| 項 目                | 件数   |
|--------------------|------|
| 計画全般               | 件    |
| 1 計画の策定にあたって       | 件    |
| 2 市の取組事項           | 件    |
| 取組全般               | ( 件) |
| (1) 就労・住居の確保       | ( 件) |
| (2) 保健医療・福祉的支援     | ( 件) |
| (3) 非行の防止と修学支援     | ( 件) |
| (4) 関係機関・団体等との連携強化 | ( 件) |
| (5) 広報・啓発活動の推進     | ( 件) |

### 資料3

#### 「社会を明るくする運動」宇部保護区保護司会と 学校関係者及び地域関係団体との合同研修会実施内容

##### ●学校関係者

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 日 時   | 令和6年8月7日（水）10時～11時30分 |
| 場 所   | 宇部市総合福祉会館4階大ホール       |
| 参加人数  | 80名                   |
| 参加団体  | 小中学校教職員、保護司等          |
| 講 師   | 山口保護観察所、上野真司統括保護観察官   |
| テ ー マ | 薬物乱用防止について            |

##### ●地域関係団体

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 日 時   | 令和6年8月8日（木）10時～11時30分           |
| 場 所   | 宇部市総合福祉会館4階大ホール                 |
| 参加人数  | 81名                             |
| 参加団体  | 民生児童委員、福祉委員、保護司等                |
| 講 師   | 藤山ふれあいセンター 海頭巖館長                |
| テ ー マ | 寓・愚・goo な話 ～笑顔で過ごせる地域づくりの一助として～ |

資料4

宇部市再犯防止推進計画推進委員会委員  
(任期 令和9年3月31日まで)

| 区分       | 役職等                     |
|----------|-------------------------|
| 国関係機関    | 山口地方検察庁 首席捜査官           |
|          | 山口保護観察所 保護観察所長          |
|          | 宇部公共職業安定所 統括職業指導官       |
| 司法関係団体   | 山口県弁護士会 弁護士             |
| 県機関      | 山口県宇部健康福祉センター 保健福祉・総務室長 |
|          | 山口県宇部児童相談所 所長           |
| 社会福祉関係団体 | 宇部市社会福祉協議会 係長同格         |
|          | 宇部市地区社会福祉協議会連絡協議会 会長    |
| 地域協力団体   | 宇部市自治会連合会 副会長           |
|          | 宇部市民生児童委員協議会 会長         |
| 民間協力団体   | 宇部保護区保護司会 会長            |
|          | 宇部地区更生保護女性会 理事          |
|          | 楠更生保護女性会 会長             |
| 学校関係機関   | 宇部市小学校長会 常盤小学校校長        |
|          | 宇部市中学校長会 厚東川中学校校長       |
|          | 厚狭地区高等学校生徒指導連絡協議会 会長    |
| 市関係部署    | 宇部市教育委員会教育支援課 課長        |
|          | 宇部市市民環境部市民活動課 副課長       |
|          | 宇部市こども未来部こども支援課 課長      |
|          | 宇部市健康福祉部障害福祉課 副課長       |
|          | 宇部市健康福祉部高齢福祉課 課長        |

資料5

計 画 の 策 定 経 過

|          |                                                                                                                                                                                                 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年8月7日 | 「社会を明るくする運動」宇部保護区保護司会と学校関係者との合同研修会                                                                                                                                                              |
| 8月8日     | 「社会を明るくする運動」宇部保護区保護司会と地域関係団体との合同研修会                                                                                                                                                             |
| 8月19日    | 第1回宇部市再犯防止推進計画推進委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・取組事項の進捗状況について</li> <li>・第二次再犯防止推進計画（国・県）について</li> <li>・各種データの紹介について</li> <li>・市民アンケートについて</li> <li>・策定の手法及びスケジュールについて</li> </ul> |
| 11月26日   | 第2回宇部市再犯防止推進計画推進委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の素案について</li> </ul>                                                                                                             |
| 令和7年1月8日 | パブリックコメント（素案）                                                                                                                                                                                   |
| 2月 日     | 第3回宇部市再犯防止推進計画推進委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の最終案について</li> </ul>                                                                                                            |

## 資料6

### 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

##### （基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

##### （国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （連携、情報の提供等）

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、7月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

(2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

(3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

(4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

(5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第2章 基本的施策

### 第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第23条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の

自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

#### 第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

##### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

##### 附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 用 語 解 説

|   |            |                                                                                                                      |
|---|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| う | 宇部保護区保護司会  | 宇部保護区（宇部市）内の保護司で組織され、保護司の職務に関する連絡・調整、研究などを行う。                                                                        |
| き | 矯正施設       | 犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。                                         |
| け | 刑法犯        | 刑法（危険運転致死傷の罪及び過失運転致死傷等の罪を除く。）及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律等）に規定される罪。                                 |
|   | 検挙         | 犯罪について被疑者を特定し、検察庁への送致や必要書類の送付に必要な捜査を遂げること。                                                                           |
| こ | 更生保護       | 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。                                           |
|   | 更生保護女性会    | 地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体（宇部地区更生保護女性会、楠更生保護女性会）。                                                |
| し | 児童相談所      | 児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。                                            |
|   | 児童委員       | 民生委員が兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。 |
|   | 社会を明るくする運動 | 全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。                                         |
|   | 少年鑑別所      | 少年鑑別所法に基づき、専門的知識及び技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。                     |
| す | スクールカウンセラー | 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。                                                            |

|   |                |                                                                                                                                         |
|---|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | スクールソーシャルワーカー  | 社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。                                                   |
| せ | 生活困窮者自立支援制度    | 生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度。                                                 |
|   | 生活福祉資金         | 低所得者や高齢者、障害のある人等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした都道府県社会福祉協議会が実施する貸付制度。                                                         |
|   | 精神保健福祉センター     | 都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられている「精神保健福祉に関する総合的技術センター」として、地域精神保健福祉活動推進の中核となるための機能を備えた機関。                                                         |
| ち | 地域共生社会         | 地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会。                                                                            |
|   | 地域支え合い包括ケアシステム | 身近な地域で、市民一人ひとりが多様性をお互いに認め合い、地域社会を構成する一員である自覚を持って、まずは自らができることをできる範囲で実践するとともに、身近な地域の生活課題を自分自身のこととしてとらえ、思いやりを持って、相互に話し合い、助け合う、支え合いの仕組みづくり。 |
|   | 地域生活定着支援センター   | 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を保護観察所等と協働して実施する機関。                                                                |
| に | 日常生活自立支援事業     | 日常生活上の判断が十分でなく日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業。                                                                  |
|   | 認知件数           | 犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数。                                                                                            |
| ほ | 法人成年後見人等受任事業   | 社会福祉法人、社団法人、NPO 法人等が成年後見人等になり、精神上的障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方について日常生活を法律的に保護する事業。                                                          |
|   | 法務少年支援センター     | 少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関す                                                                                    |

|   |       |                                                                                   |
|---|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|   |       | る活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。                                                    |
|   | 保護観察  | 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。               |
|   | 保護観察所 | 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省管轄の機関。 |
|   | 保護司   | 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。                         |
| み | 民生委員  | 地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。        |

## 主な相談機関等連絡先一覧

### ■福祉に関するさまざまな困りごとや悩みごとに関すること

なんでも相談窓口（高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を含む。）

| 開設場所                  | 地区        | 開設時間                                                  | 電話      | ファックス   |
|-----------------------|-----------|-------------------------------------------------------|---------|---------|
| 東部第1地域包括支援センター        | 東岐波・川上    | 平日 8:30～17:15                                         | 39-6971 | 39-6972 |
| 東部第2地域包括支援センター        | 西岐波・常盤    | 平日 8:30～17:15                                         | 39-6151 | 39-6502 |
| 西部第1地域包括支援センター        | 西宇部・厚南    | 平日 8:30～17:30                                         | 45-3969 | 45-1224 |
| 西部第2地域包括支援センター        | 黒石・原      | 平日 8:30～17:30                                         | 43-9307 | 43-9308 |
| 中部第1地域包括支援センター        | 上宇部・小羽山   | 平日 8:30～17:15                                         | 43-9551 | 35-9206 |
| 中部第2地域包括支援センター        | 新川・鶴の島・藤山 | 平日 8:30～17:15                                         | 39-6131 | 39-8134 |
| 北部東地域包括支援センター         | 厚東・二俣瀬・小野 | 平日 8:30～17:15                                         | 62-5858 | 62-5959 |
| 北部西地域包括支援センター         | 船木・万倉・吉部  | 平日 8:30～17:30                                         | 67-0506 | 67-1413 |
| 南部第1地域包括支援センター        | 恩田・岬      | 平日 8:30～17:15                                         | 38-8551 | 38-8552 |
| 南部第2地域包括支援センター        | 見初・神原・琴芝  | 平日 8:30～17:15                                         | 38-3220 | 38-3221 |
| 生活支援センターふなき           | 市内全域      | 平日 8:30～17:15                                         | 67-2464 | 67-2467 |
| 障害者生活支援センター           | 市内全域      | 平日 8:30～17:30                                         | 38-8820 | 38-8821 |
| 発達障害等相談センター<br>「そらいろ」 | 市内全域      | 月・火・木・金曜日<br>9:00～17:00<br>第3水曜日を除く水曜日<br>12:00～20:00 | 43-6777 | 43-7174 |
| ふらっとコミュニティひだまり        | 市内全域      | 平日 9:00～17:00                                         | 21-1552 | 21-1552 |
| 宇部市社会福祉協議会            | 市内全域      | 平日 8:30～17:15                                         | 33-3134 | 22-4391 |

### ■保護観察対象者や矯正施設出所者に関すること

| 名称             | 地区   | 開設時間           | 電話      | ファックス   |
|----------------|------|----------------|---------|---------|
| 更生保護サポートセンターうべ | 市内全域 | 平日 10:00～16:00 | 39-8137 | 39-8137 |

### ■生活全般と就労に関すること

| 名称             | 地区   | 開設時間          | 電話      | ファックス   |
|----------------|------|---------------|---------|---------|
| 生活相談サポートセンターうべ | 市内全域 | 平日 8:30～17:15 | 43-7440 | 43-7441 |

### ■いじめ・不登校・非行等問題行動などに関すること

| 名称       | 地区   | 開設時間          | 電話      | ファックス   |
|----------|------|---------------|---------|---------|
| 総合教育相談窓口 | 市内全域 | 平日 8:30～17:00 | 34-8630 | 22-6066 |

### ■子ども・若者（主に中高生）の進路・人間関係などに関すること

| 名称        | 地区   | 開設時間           | 電話      | ファックス |
|-----------|------|----------------|---------|-------|
| 若者ふりースペース | 市内全域 | 平日 10:00～18:00 | 39-5690 | -     |

宇 部 市 健 康 福 祉 部 地 域 福 祉 課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8326

FAX 0836-22-6026

E-mail [chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp)